平成２２年（フ）第５６２６号
大阪府寝屋川市大成町33番２号
債務者　尾﨑　春美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７７号
大阪府東大阪市西堤西３―28―602、住民票上の住所大阪府東大阪市森河内東２丁目２番４号
債務者　伊藤　龍二（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８０号
大阪市旭区高殿３丁目32番１―507号
債務者　濵　　瑞惠
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０８号
大阪府寝屋川市松屋町13番１―203号
債務者　東武　真美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１８号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目１番34号
債務者　村井　和雄
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３９号
大阪府枚方市牧野本町２丁目６番２―16号
債務者　髙橋　末子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６９号
大阪府寝屋川市成田南町18番８号
債務者　上田　照子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３６号
大阪府高槻市西町50番27号
債務者　髙橋　道子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４５号
大阪市都島区大東町２丁目16番５号
債務者　東出三枝子こと　韓　三枝子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４６号
大阪府高槻市東五百住町１丁目35番16―306号
債務者　廣瀬みちる（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４９号
大阪府摂津市鳥飼西３丁目５番３号
債務者　村井　一一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５０号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ23―101号
債務者　那須　清美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５３号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目８番13号
債務者　姫田　孝明
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５９号
大阪府茨木市真砂１丁目12番31号
債務者　富田　健稔
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６０号
大阪府茨木市真砂１丁目12番31号
債務者　富田　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６２号
大阪府東大阪市岩田町６丁目４番19号
債務者　藤原洋一郎
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６３号
大阪府東大阪市岩田町６丁目４番19号
債務者　藤原登貴子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８号
岡山県浅口市鴨方町深田1127番地
債務者　坂元　俊則
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係